

令和5年3月定例会
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年3月2日(木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和5年3月2日(木) 午前 9時03分
散 会 日 時	令和5年3月2日(木) 午後 4時17分
委 員 長	田 中 克 美
委員会出席委員	
委 員 長	田 中 克 美
副 委 員 長	市ノ川 徳 宏
委 員	竹 田 悦 子 秋 谷 修 川 崎 葉 子 永 沼 博 昭
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第16号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第17号	市道の路線の廃止について	原案可決
第18号	市道の路線の認定について	原案可決
第22号	令和4年度鴻巣市一般会計補正予算（第13号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第25号	令和4年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第26号	令和4年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第28号	令和4年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
第29号	令和4年度鴻巣市下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
第30号	令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第32号	令和5年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
第34号	令和5年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第35号	令和5年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第37号	令和5年度鴻巣市水道事業会計予算	原案可決
第38号	令和5年度鴻巣市下水道事業会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(都市建設部)

都市建設部長	清 水 洋
都市建設部副部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	清 水 千 之
都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長	戸ヶ崎 徹
都市建設部参事兼市街地整備課長	大 堀 勝 彦
都市建設部参事兼道路課長	矢 部 正 樹
建築住宅課長	秋 元 宏 康
都市計画課副参事	藤 村 弥
都市計画課・産業団地プロジェクト副参事	島 田 幸 男
建築住宅課副参事	中 島 隆 晶

(上下水道部)

上下水道部長	三 村 正
上下水道部副部長	中 根 治 人
上下水道部参事兼下水道課長	堀 岳 夫
経營業務課長	伊 藤 正 一
水道課長	山 崎 眞 也
水道課副参事	大 網 岳 志
下水道課副参事	宮 澤 祐 紀

吹上支所長	岡 田 和 弘
川里支所長	山 縣 一 公

書 記 小野田 直 人

書 記 大 谷 直 樹

(開会 午前9時03分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。川崎葉子委員と永沼博昭委員
をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第16号 鴻巣市手数料徴収条例
の一部を改正する条例、議案第17号 市道の路線の廃止について、議案
第18号 市道の路線の認定について、議案第22号 令和4年度鴻巣市一
般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分、議案第25号
令和4年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正
予算(第3号)、議案第26号 令和4年度鴻巣都市計画事業広田中央特
定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第28号 令和4
年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第4号)、議案第29号 令和4年度
鴻巣市下水道事業会計補正予算(第3号)、議案第30号 令和5年度鴻
巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第32号 令和
5年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算、議案第34号 令和5年度
鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第
35号 令和5年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別
会計予算、議案第37号 令和5年度鴻巣市水道事業会計予算、議案第38号
令和5年度鴻巣市下水道事業会計予算の議案14件であります。

これを直ちに議案といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。 _____

(秋谷) 休憩して。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 0 8 分)



(開議 午前 9 時 1 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま私が申し上げました審査の方法につきまして、取消しをさせていただきます。ご了承願います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第17号及び議案第18号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

次に、議案第16号、議案第22号、議案第25号、議案第26号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第32号、議案第34号、議案第35号について、各議案ごとに執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第30号の一般会計予算については、歳入歳出を一括して審査を行い、執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

次に、議案第37号、議案第38号については、各議案ごとに執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予

算、予算については、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

(竹田) まちづくり常任委員長宛てに資料請求をさせていただきました、通告の段階で。新年度予算、議案第30号の中で幹線道路整備事業を22路線行うこと、道路改修事業を26路線行うこと、道路改良事業を20路線行うことが説明ありました。前回も出していただきましたが、路線名をお出しただけであればありがたいなと思います。お諮りいただきたいと思えます。

(委員長) 竹田委員より請求のありました資料のうち、提出可能なものについて委員会に提出いただくということでよろしいでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 3つの資料を午後には出せるかなと思います。

(委員長) それでは、執行部におかれましては資料の用意をお願いいたします。

それでは、初めに議案第17号及び議案第18号について、一括して執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) おはようございます。議案第17号及び議案第18号は、市道の路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

内容につきましては、廃止1路線、認定3路線です。

初めに、市道の路線の廃止1路線についてご説明いたします。図面ナンバー1の市道廃止図を御覧ください。市道B-1013号線は、起点を鴻巣市小松3丁目4784番1地先とし、終点を鴻巣市小松3丁目4763番10地先とします。幅員4メートル、延長33.2メートルの路線で、行き止まり道路が通り抜け道路となることから、再認定するため廃止するものでござ

います。

続きまして、次のページ、図面ナンバー 2、市道認定図を御覧ください。市道の認定につきましては、本日お配りしました参考資料の公図の写しも併せて御覧ください。市道 A-1041号線は、起点を鴻巣市大間字原 808番 3 地先とし、終点を鴻巣市大間字原 721番 5 地先とします。幅員 16メートルから 18.67メートル、延長 366.04メートルの路線で、都市計画道路 駅南通線の延伸に伴い認定するものです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー 3、市道認定図を御覧ください。市道 B-537号線は、起点を鴻巣市小松 3 丁目 4763番 10地先とし、終点を鴻巣市小松 3 丁目 4764番 2 地先とします。幅員 4メートルから 6.12メートル、延長 150.1メートルの路線で、行き止まり道路を通り抜け道路とするため、議案第 17号により廃止する 1013号線の区域を含め認定するものです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー 4、市道認定図を御覧ください。市道 C-365号線は、起点を鴻巣市登戸字本村前 112番 9 地先とし、終点を鴻巣市登戸字本村前 112番 3 地先とします。幅員 4.5メートル、延長 55.68メートルの路線で、開発道路の帰属に伴い認定するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 道路課長、さっき一番最後のところなのだけれども、鴻巣市登戸字本村前 112番 3 地先と言ったような気がするのだけれども、9 地先ってこれ書類に書いてあるのだけれども。9 でいいのですか。

(何事か声あり)

(委員長) 3 地先から、失礼、9 地先ということね。

(何事か声あり)

(委員長) 9 から 3 ね。ああ、そうか、下が先ね。すみません、聞き違えました。失礼しました。

説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 22 分)

◇

(開議 午前 11 時 15 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第17号及び議案第18号について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(永沼) 現地視察、大変お疲れさまでございました。私のほうからは、議案第18号の市道の路線の認定について、C-365号線の開発行為による道路のことなのですけれども、鴻巣市の開発事業指導要綱というのがございまして、これを見ますと、安全施設については事前に関係部課と協議を行い、事業者が設置し、市に移管するというふうに載っております。その中の安全施設というのは防犯灯も含まれておりまして、よく開発行為でできましたおうちの方から防犯灯の設置要望がたまに出ることがあるのです。事前にそういった防犯灯が必要なところというのを道路課と自治振興課で協議しながら、そういった現場の対応というのはいかないのかどうか、それについて伺います。

(建築住宅課長) 開発の審査等につきましては建築住宅課のほうで執り行っておりますので、建築住宅課のほうからお答えさせていただきます。開発許可の申請の前に申請者のほうから事前協議という形で図面等を出してもらっています。その中で関係各課に書類等を回して、指摘事項があれば回答してもらっているというやり方を取っているのですけれども、その中に自治振興課にも協議を回しておりまして、今回の件のところについても、電柱の位置が決定後、防犯灯設置の協議をお願いしますというような形で申請者に回答をしております。電柱の位置が決まらなると防犯灯の位置も、電柱につけることが多いですので、自治振興課のほうも電柱の位置が決まった時点で協議に来ていただいているということです。今回のC-365号線についても、申請者のほうから電柱の設置があった後、協議がありまして、防犯灯を設置することになっていきますということです。

以上です。

(永沼) 今のご答弁ですと、先ほど電柱が角地にありましたけれども、

中のほうの角には、そこに設置するということによろしいのでしょうか。

（建築住宅課長）今回の開発につきましては、角にあった電柱の1か所につくということになっています。

（永沼）分かりました。

あともう一つ、先ほど現地を見に行ったときに側溝の蓋とかがちょっと破損しているところがあったりしているのですけれども、市のほうに引き継ぐときに、その破損されている側溝の蓋というのはそのまま受け継ぐのか、それとも指導して直したものを引き継ぐのか、その辺をちょっとお答え願います。

（都市建設部参事兼道路課長）今まだ建築工事が行われていて、先ほども大型の重機が入っておりまして、今後も少しは側溝の蓋とかの破損があるおそれがあるので、ある程度住宅が全て建て終わった後にうちの道路課のほうを確認しまして、瑕疵担保期間がありますので、その中で指摘したことを直してもらえるように指導していきたいと思います。

（川崎）それでは、小松のほうなのですけれども、B-1013号線を廃止しまして、B-537号線で廃止するB-1013号線の区域を含めて認定するというところがございます。まず、B-1013号線については、これは廃止なのですけれども、要するにもともとの道路の位置づけというのが市道ということだったのかどうかについて伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）廃止するB-1013号線、こちらのほうは幅員4メートルということで、平成19年の1月に認定したものです。

（川崎）それは、市道ということでの認定ということによろしいのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）そのとおりです。

（川崎）それと、そこが行き止まり道路が通り抜け道路になるために再認定するということなのですけれども、現地を見てみますと、通り抜け道路に今現在なっていると思うのです。通るのは難しいかもしれませんが、通り抜け道路には既になっているわけなのですが、そこについてはどのように考えるのかを伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）御覧いただいたとおり、実際車も通れる

し、舗装もしてございますので、普通の道路と一般の方が見れば変わりはないのですが、今のところ道路法上の認定もされていないことから、通り抜けできる通路、皆さんが使っている通路という認識でいいのかなと思います。それを今後道路課として認定し、今現状、用地のほうは市営住宅と、あと県の住宅ということで道の筆は切れていない状態ですので、それを今後もずっと通り抜け道路として市が管理していくということを表示する意味で今回認定ということになっております。

（川崎）今のお話ですと、現状市の道路であり、また県の道路でもあるというお話だったかと思うのですけれども、違いますか。市道であり、県道でありという……

（何事か声あり）

（川崎）県の用地と市の用地ということで、通路ということでの通り抜けができていたところを新たに市道ということで認定をするということでもあります。そうしますと、県の用地ということについて、市道にする上ではどのようになっていきますか。

（都市建設部参事兼道路課長）今回、認定に当たりまして、市道として認定していくことを県のほうに申入れをしております。その上で、今後その土地の形態あるいは分筆とかについてどういうふうにやっていくか、これから協議を進めていくところです。

（川崎）通路という使い方をしていたところが道路ということで認定するわけなのですけれども、実際にその道の幅を見たときに、何とか車、通路としては使えるのですけれども、通り抜けられることはされるのですけれども、いわゆる救急車ですとか、消防車ですとか、そのようなご心配ということが皆さんあるかと思うのですけれども、これはどうなのでしょう。

（都市建設部参事兼道路課長）現状、今舗装してあるところが約4メートル程度かなというところです。奥の起点側については4メートルということで、今回4メートルの道路に対して合わせる形で起点側4メートル、それから県の用地と市の用地の間については、今後県との協議の中で幅員を決定していきたいなというふうに考えています。ただ、4メー

ターではなく、それ以上必要というふうには認識しております。

（川崎） それでは、駅南通線についてお伺いをいたします。

A-1041号線が駅南通線の延伸に伴うということでの認定。現地を見させていただきました。こちらについては、上尾道路との交差点の部分というのも見させていだいたわけなのですが、その交差点の形状というのですか、それはどのようなになるのでしょうか。といいますのも、交差点が鴻中陸橋、そしてまた三谷橋大間線の3期工事が進んでいきますとその交差点もあるという、そのちょうど間になるわけですので、ちょっと渋滞を想定するわけなのです。今もう既に計画が決まっているとは思いますが、その形状について、また今後の渋滞とかも含めてどのように認識をしていらっしゃるのか伺います。

（都市建設部参事兼道路課長） 今回、駅南通線、上尾道路との交差点のまず形状なのですが、暫定的なもの最終的なものという中では最終的なものしか私のほうではちょっと把握していませんが、上尾道路が片側の2車線の道路になるということで、そこに側道がつくという。その側道については、交差点内にはありません。交差点を越えて側道ができるようになりますので、側道が今回の駅南通線と結ばれるということにはなりません。それと、その先の、ここは信号がつくようになるのですが、大間の土手のほう、大間近隣公園に行くほうにはもちろん広がるようになっています。そちら側については、今のところ右折車線を造るほどの、一応用地としてはあるのですが、まだそこまでの計画には至っていないところです。もちろん駅南通線のほうは右折帯ができるようになっております。

それと、渋滞というのはまだ何とも言えないのですが、どのくらい交通量が増えてくるのかも予想できないところもあるので、今のところちょっと、今後どうしていくというのは、これからの開通を目指した警察協議とかで検討していきたいと思えます。

（川崎） 確認なのですが、今のご説明ですと、駅南通線のほうには要するに右折帯等はなく、上尾道路のほうにあるというご説明だったのでしょいか。そういうことですか。

(はいの声あり)

(川崎) 渋滞というのは、通行量の多いということではなく、信号の間隔が、交差点同士の間隔が短いことによって、今上尾道路のほうでも実際に間隔が短くて、桶川の辺りですとか、川田谷の辺りですとか、間隔が短いために起こる渋滞ということをちょっと懸念しておりまして、そういうことについて、その間隔等についてどのように認識していられるのかということでお聞きしたのですが。お答えできることがあれば。上尾道路になってしまいますけれども。

(都市建設部副部長) ご質問の上尾道路の関係でございます。確かにこの区間、三谷橋大間線、駅南通線、さらに県道と、短い間隔であるなどという印象はありますけれども、今後、道路課長もお話ししたように、平面交差点が多い場合でも信号の制御をどうするかというような中で、警察も交えた中で、国が中心となって上尾バイパスの円滑な交通、そういうのを図っていくというふうに認識しております。以上でございます。

(川崎) この駅南通線のことなのですけれども、なかなか難しいお答えになるかと思いますが、上尾道路の進捗状況に合わせてというお答えにはなると思うのですけれども、いつ頃の完成を考えているのかについて伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) もちろんいつ頃完成を目指すというまだ段階には至っていないのですが、少なくとも上尾道路の開通に合わせて交差点のほうは造っていきたいと考えています。なので、上尾道路の側から用地買収等を行って、今回駅南通線に関しては幸い現道と接しておりますので、交差点ができて通行には、ちょうど重複した形になっています。ですので、どちらかという上尾道路に結んでいかなければいけないのは三谷橋大間線なのかなというふうには考えております。以上です。

(竹田) では、まずB-537号線、廃止をして……認定をするのですね。B-1013号線を廃止してB-537号線に認定するという事で、やはり現地を見てみると、行き止まり道路だったけれども、現地へ行ったら全然

行き止まりではなくて、通行ができる道路だというのがよく分かりました。それで、これまでも通行していたよというのは分かったのですけれども、新たにB-537号線をすることによって、あそこは片側の市営住宅側に面したところの路肩が整備されていなかったですよね。市営住宅側のところが路肩が整備されていないので、側溝も入っていないし、あそこはどういう形にしていこうとしているのか、まず伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）排水構造物の関係ということで、今回もちろんだ道路整備も含めて、長期的な計画の中で側溝を整備するとかという形で進めていくことになるかと思えます。ただ、すぐ側溝を入れるというわけではなく、長期的な計画の中で道路改良事業としてやっていくようになるかと思えます。

（竹田）それとあと、B-537号線の起点の部分なのですが、これを見ると真っすぐというか、接続道路が真っすぐになっていて、公図なんかを見ると真っすぐになっているのですが、現地を見るとクランクになっているのです。クランクというか、片方は飛び出ている、片方がまたという、このままの状態ですと、このままの状態ですと、このままの状態ですと、このままの状態ですと、ちょっと確認したいと思えます。

（都市建設部参事兼道路課長）廃止するほうの部分ということでいいのかなと思うのですが、廃止する側、そちらのほうは接続するところもそうなのですが、接続するB-751号線のほうが幅員として1.82から4メートルということで、今2項道路として現況4メートルない部分もございまして。ということで、基本的には4メートルに下がるまでは建築物が建ったときに後退していただくような考えでおります。ですから、現状のままで、あくまでも今回市道ではなかった部分について測量等していきたいというふうに考えています。

（竹田）起点の考え方ですが、廃止する路線のB-1013号線は起点が上側ですよね。上側というか。認定する道路のB-537号線は下側というかですよね。先ほど現地で聞いたら、起点の考え方は南側なのだと、同じ市道に面しているのだったらというふうに教えていただいたのですが、この違いって何なのですか。

(都市建設部参事兼道路課長) はっきり、あくまでもこれは内規の話なのですけれども、今回の部分の廃止する部分というのは、恐らく、アパートが角にあったと思うのですけれども、そのときに認定したので、平成19年の認定になっているのかなというところで、そのときに認定した起点が終点というか、行き止まり側からということに。行き止まり側から道路側に認定するためということですよ。

(竹田) これまでは行き止まり側から認定していたというルールだったということですか。

(都市建設部参事兼道路課長) すみません、その部分は改めて確認させていただきますが、私の今の部分についてはちょっと改めて確認させていただきます。

(竹田) 続いて、C-365号線、帰ってきてから公図を見ると、このところの、地番でいうと111-2のところの角のところにごみ集積所がありましたよね。もう一つ、112-4のところにもごみ集積所があるのですが、ここにあるとどのような活用の仕方になるのか、ちょっとこれは開発の事前の部分での相談なのかよく分かりませんが、このところの活用についてはどのようなようになるのか伺います。

(建築住宅課長) 111-2のところですね。ここについては、もともとごみ捨場があったところで、今回の開発エリアからは外れたところになっています。なので、開発する以前、この開発される方以外の方が今まではこちらにごみを置いていたのかなというふうに考えています。今回112-2のところは、ここにつきましては開発エリアの中でつくられたごみ捨場となっていますので、今回の開発で新しく住まわれる方、そういった方がここにごみを捨てるような形になるというふうに考えています。以上です。

(竹田) では、A-1041号線です。これは、認定した後でいろいろと測量したりとかしていくと思うのですが、ここにかかる住宅というか、転居していただいたり、いろいろしないといけないと思うのですけれども、おおよそどのくらいの方がこの影響を受けるのか伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) まずは、今回用地測量とかは行っていな

い状態ですが、航空写真等で見ると4軒から5軒程度の家が当たるようになっております。

(竹田) 分かりました。

最後、現地見に行ったときには立派なアパートみたいところがもう建ってしまって、市道としては認定していないので、そこに建つことは可能だったのですけれども、そうしたことも含めて建築許可を下ろすわけでしょう。もう下ろしているわけだよね。だから、上尾道路の進み具合と駅南通線との進み具合というのはどのような、同時並行なのか、それともこちらを先にやるのかも含めて、ちょっと進め方についてお尋ねをしておきます。

(都市建設部参事兼道路課長) 駅南通線、先ほども答弁したのですけれども、あくまでも上尾道路の交差点に右折帯をつけた。信号がつくというところで。それを優先していくためには、駅南通線については上尾道路側から買収とか整備をしていきたいと。幸い、駅南通線には現道がありますので、交差点は造れて通行の確保はできると。ただし、三谷橋大間線に関しては、まるっきり道路がありませんので、上尾道路から造ったとしても行き止まり道路になってしまうので、できるだけ荒川左岸通線のほうにつなげるように三谷橋大間線を優先してやっていくべきかなというふうに考えています。

(竹田) 分かりました。ということは、上尾道路そのものの進捗がどういふふうに進むかによって違うのですけれども、このところは非常に緩やかな丘陵みたいになっていましたよね。だから、上尾道路に接続する部分は低くなっているということを考えると、上尾道路のちょっと私設計そのものが正確につかめていなくていけないのですけれども、上尾道路も盛土にすると。それから、この駅南通線も盛土にして接続するというふうになるのかなと思うのですが、ちょっとその辺は確認をしたいと思いますが、その理解でよろしいのかどうか伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) もちろん上尾道路も盛土して、今の高さよりも高くなるのですが、起点側に関して申しますと、今の起点側から駅側に向かった主な地盤というのが、急激に上がって急激に下がるよう

な地盤になっています。ということで、それを急激に上がる場所、ちょうど起点側だと1軒隣になると少し急激に上がっておったかなと思うのですけれども、その部分を考慮しますと、終点がちょうど上尾道路につながる場所については今よりも50センチぐらい低くなるようなことになります。どうしても道路ですから、急激に上がるわけにはいかないので、ある程度縦断の線形についても緩やかにするというので、50センチ今よりも低くなるようなイメージになります。

以上です。

(竹田) 引き続いてA-1041号線ですが、幅員が16メートルから18.67メートルになっているのです。どこの部分が16メートルで、どこの部分が18.67なのかをお尋ねします。

(都市建設部参事兼道路課長) ちょっと先ほどの起点、終点の関係、一回お話ししてよろしいですか。先ほどの起点、終点の話なのですが、以前お話しした内規の関係がありまして、内規をつくった年と認定したときのちょうど境目ぐらいなので、こういうことが起こるといところで認識していただければと思います。

あと、先ほどの18メートルの部分なのですが、ちょっと今手元に資料がないので、後でお答えします。

(竹田) そしたら、難しい、ちょっとここすべきかどうかよく分からないのですが、上尾道路の計画線というのでこれはずっと北鴻巣のほうまでつながっている道路で、今回の全然関係ない補正というか、新年度の中で西中のエリアの、西中のところが校舎にかかるということでやったのですけれども……

(校舎にはかかっていないよ。敷地の声あり)

(竹田) 敷地にかかるということなのですが、でも公共施設があるところに、また道路も公共のもので、そういう考え方というのはよく分からない。あるのだったら、公共施設なので、何とかならないのかなというふうにちょっと思うのですが、それは上位法で決められるものなのかどうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 上尾道路の都市計画決定につきましては、都市計画課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

上尾道路の都市計画決定なのですけれども、昭和44年に延長20.1メートル、幅員40メートルということで都市計画決定しております。その後、平成元年に幅員を57メートルとして改めて都市計画決定しているような状況です。教育委員会のほうに確認しましたところ、鴻巣市立西中学校につきましては昭和56年に開校しているということで、その開校当時どこまで上尾道路の計画が西中の敷地に当たっていたかというところはちょっと不明ですので、どちらが優先という部分についてはお答えを控えさせていただきたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長)先ほどの最大幅員の関係でお答えします。起点側、終点側もそうなのですが、先ほど言ったとおり急激な地盤の変動があります。それに対する擁壁を造らなければいけないので、その擁壁の外側の部分を含めた認定ということで、それは両方とも起点側、終点側に急激な地盤の変動があります。その辺りというふうに考えていただければと思います。

(秋谷)市道の認定のほうのB-537号線のほうなのですけれども、公図の写しで、これは起点のほうになるのかな。ごめんなさい、終点のほうだ。終点のほうは、具体的に言うと地番はまだ現在は4764-2ではないですか。その認定する部分は。その下は4764-1で、曲がったところから4764-1と4764-7にまたがるわけなのだけれども、この辺りの測量とか、あとは土地の分筆か、そういった作業というのはいつ頃やる計画なのでしょう。

(都市建設部参事兼道路課長)令和5年度予算でこちらのほうの測量費を予算立てしておりますので、令和5年度にやりたいというふうに考えています。

(委員長)ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第17号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時49分)

◇

(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第16号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(建築住宅課長) それでは、議案第16号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

これは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正するものです。

主な改正内容といたしまして、1点目は、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画について、住宅の外壁や窓、設備等

の仕様により認定することができる誘導仕様基準の新設に伴い、当該認定の申請に係る手数料の規定を新たに設けるものです。

2点目といたしまして、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る手数料について、1点目の改正により新設した手数料の算定方法に合わせ、これまで建築物の住戸数の区分による算定方法としていたものを建築物の床面積の区分による算定方法としたため、関係する規定を整備するとともに、手数料の額を改めるものです。

本条例の施行日につきましては、公布の日としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(永沼) 議案第16号について質問いたします。

低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の区分を住戸数から床面積によるものと改めることで申請手続だとか事務処理に何か変化はあるのか、その点をお聞きします。

(建築住宅課長) 今回の住戸数から床面積に改めることによりまして、申請手続や事務処理についての変化は特段ありません。ただ、今まで市に申請されたもの、こちらについては低炭素の建築物に適合しているかどうかというのを、事前に民間の機関で適合しているかどうかの確認をしてもらっているというものが今まで全ての申請の案件でした。そういったものを市のほうで審査しておりましたが、今後、この誘導仕様基準というのが新たに定められましたので、その民間機関を通さずに直接市に申請を行うといったことも想定ができます。この場合は、新たに設けられた制度なので、こういった業務については新たな業務というふうになると考えています。

以上です。

(永沼) 民間の申請手続を直接市のほうで対応ができるというお話なのですけれども、その際民間でやっていたものを市でやるということではないのですよね。

(建築住宅課長) 申請の仕方としては2通り今までもあります。民間の

ほうに一度この低炭素に合っているかどうかを、適合しているかどうかを確認してもらって、適合していますよということであれば、その適合証というのを申請書に添付して市のほうに出す方法。それと、民間のほうには出さないで、全て誘導仕様基準に合っているかどうかを確認できる書類を添付して市のほうに出す方法、この2通りがあるということになります。

(永沼) 申請の手続で2通りの方法があるよということで、どちらでも対応可能という意味でよろしいのですね。

(建築住宅課長) 委員のおっしゃるとおりです。

(永沼) この条例は公布の日から施行というふうになっているのですが、公布予定というのはいつ頃なのか。

(建築住宅課長) 3月20日の議会最終日に議決をいただければ、通常おむね1週間程度で公布されるということです。その日をもって施行ということになります。

以上です。

(永沼) その日をもってということになると、3月20日ということなのか、それとも1週間というふうなお話しされたので、4月何日かとか、そういうことでよろしいのですか。

(建築住宅課長) 公布をするまでに、総務課のほうになるのですが、市長決裁等を踏まえてになりますので、20日から、大体1週間ぐらいかかっていますというふうな回答をいただいています。

以上です。

(永沼) これの条例の一部を改正する条例について、事業者だとか、そういう方に周知が必要かと思うのですが、周知時期と周知方法というのはどのようにされるのか伺います。

(建築住宅課長) 周知時期については特に設けていません。既に省令のほうは11月7日をもって施行されていますので、交付と同時に施行したいと考えています。ただ、周知方法については、議会最終日に議決いただければホームページに載せるとか、あとは窓口はその料金改定について掲示するといったことを今考えています。

以上です。

（竹田）今前任者がお聞きしましたが、交付の日の、この間条例改正したりすると、例えば4月1日とかってしていますよね。これは、なぜ施行の日を交付の日としてというか、3月20日議決後にやったのか。さっき省令改正が11月7日に行われたということも含んだこの施行日になるのかどうかお聞きします。

（建築住宅課長）まさにその11月7日に交付、施行されたものについての今回改正で、手数料も改正するものです。今になったというのも、この辺、県のほうとのやり取りとか、そういった情報提供も、11月7日の時点ではまだそういった情報等も特段来ていませんでした。県のほうについても、やはり2月議会で付議しますよということで、今回同じような手数料で同じ金額設定で議会のほうにかけていると思います。上尾や桶川、北本といった、こういった近隣の自治体でもやはり同じ金額で、やはり同じ3月議会でかけておりますので、鴻巣市についても県のほうと足並みをそろえた形になったといった次第です。

以上です。

（竹田）分かりました。

今回の手続の改正もあたりとかしていますけれども、おおよそどのくらいの申請があるだろうというふうに見込んでおるのかお聞きします。

（建築住宅課長）今回2件の申請についての手数料の改正をしておるのですけれども、1つ目が低炭素建築物の認定申請、こちらにつきましては平成24年12月から施行はされているのですけれども、令和2年度までは10件程度ぐらいしか、それ以下の件数が申請されておりました。その後、周知等もしてきたのか、建物の性能もよくなったのか、あるかと思うのですけれども、令和3年度では25件とありました。今年度については、2月28日の時点で56件の申請が出ています。ただ、令和4年の10月1日にこの低炭素の法改正があつて、太陽光発電をつけなければいけないとか、そういった太陽光発電の設置義務などができて、基準がちょっと厳しくなりました。そういった点から、10月1日以降の申請は2件だけという形になっています。今後もちよっと少ないと想定はしているの

ですけれども、新たに誘導仕様基準というものができましたので、こういったところで今後申請等が増加することは期待できるかなというふうには考えています。

それともう一つ、性能向上計画の認定、こちらも手数料は改正になっているのですが、これも制度自体は古いのですけれども、令和3年度以前の申請はゼロです。ありませんでした。今年度2件申請がありました。今後も、ちょっとこの認定については多くの申請があるとは今のところ想定はしていません。

以上です。

(竹田) すみません。ちょっと省令改正の中身を十分知り尽くしていないので質問をしますが、本来、いわゆる低炭素というのはこれからの時代に必要になりますよね。だけれども、太陽光をつけなければ基準として満たさないというふうな考え方が入ってくると、さっきの言った申請件数も少なくなるというところでは、なぜ新たに太陽光を、確かに再生エネルギーからすると必要なのだけれども、そこまでつけるとまた住宅の建築費もかかったりとか、いろいろな部分で施工者にとれば大変になると思うのですけれども、そういうところでは省令改正の中ではどのようにうたっているのか。むしろ低炭素住宅を普及していくほうが、いわゆる熱を発さない、外に出さないわけだから、そういう点ではもっといいのではないかというふうに私は単純に考えるのですが、そこら辺はどうなのでしょう。国の省令との関係で。

(建築住宅課長) これは国のほうの制度ということもありますので、低炭素を促進するためには、住宅にはこういった太陽光発電に限らずなのですけれども、ほかにも風力であったりとか、水力であったりとか、そういうのでもいいですよというふうにはなっているのですけれども、世界的にもやはりこういった住宅とかからの二酸化炭素の排出量というのは多いということ想定して、そういったところからも、太陽光発電を活用したことによって一次エネルギーの消費量とかを減らすとか、あとは今回断熱とかも性能求めていますので、断熱性能をよくして低炭素につながるような方法を取りなさいよとか、そういった建物を今

後増やしていこうという国のほうの方針があつてのことかと思ひますので、今回の改正についてはそういった低炭素に向けた世界的な動きに動いていく方向に乗つたといふことなのかなといふふうに考へています。

以上です。

(竹田) 分かりました。ここで国のことをいろいろ議論してもしようがないとは思ひますけれども、いわゆる太陽光発電にするにはそれなりの家の強度が必要ですよ。上に載せるわけだから。そういう点考へたときに、例えば断熱材なんかも確かに高いですよ。そのほかに太陽光をつけるとなると、強度が必要だったり、お金もかかると。逆に言えば、最低限のものにして、たくさん普及していくほうが私はいいのではないかといふふうに思ひます。皆さんに言つてもしようがないかもしれぬ。手続上の問題なのだけれども。先ほど令和4年では56件まで申請があつたと。だけれども、それ以降は2件になつてしまつたといふことを見たときには、やはりたくさん普及して、できる限り多くの人々が低炭素の努力をするといふことが必要かなんてちよつと思つたものですから。ごめんなさい。それについては、コメントを求めてもしようがないかなと思ひますが、何かあつたらと思ひます。すみません。

(都市建設部長) 今回、低炭素の建築物を認定といふことで、太陽光発電とか、風力とか、そういったものが必須条件となつたといふことで、これは国のほうで2050年までにカーボンニュートラルを目指しているといふことで、先ほど竹田委員さんもおっしゃつたとおり、国の政策に基づいてなるべく炭素を發しない、そういったもののためにこゝういふ基準が厳しくなつたといひますか、必須条件として備わつたものと思ひております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第16号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 議案第22号についてご質問いたします。取りあえず通告を出しておりましたが、ご説明の中で解決というか、理解した部分もあったので、そのほかにということ、それに続くような質問をしていきたいと思えます。

説明の中で、物件調査委託料でしたか、事業計画の見直しというようなことで減になったというようなご説明があったかと思うのですが、具体的にどのような事業計画をどのように計画見直しをしたかというような、そのようなちょっと具体的な説明をお願いしたいと思います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 市道H-223号線につきましては、今現在、詳細設計業務委託を行っているところなのですが、その詳細設計業務委託の中で概算事業費を算出しまして、実際にこの市道H-223号線の整備事業について実施の時期とかそういったものを検討することになったことから、令和4年度に予定していた物件調査を見送りさせていただいたようなところです。

以上です。

(永沼) 次に、道路改良事業についての減についての説明をいただきまして、その中で建設発生土の搬出についての説明だったかと思うのですが、あかぎ公園(「赤城地内」に発言訂正)に仮置きするということが減になったというようなご説明だったのですが、ほかにも発生土について、あかぎ公園(「赤城地内」に発言訂正)に仮置きしているようなご説明幾つかあったのですけれども、今あかぎ公園(「赤城地内」に発言訂正)にどのくらいの件数発生土が仮置きされているのか。

(都市建設部参事兼道路課長) あかぎ公園ではなく赤城のストックヤード、仮置きをしている場所はあかぎ公園の行田側のところにあるのですが、そちらのほうに今まで2万7,000立方メートルぐらいありましたが、今回道の駅のほうで盛土をするということで、そこから2万1,000立米搬出されております。現在はそういう、今まで山になっていたのですけれども、それが平らになったのですけれども、今回の三谷橋の工事につきましては、今繰越明許でお願いしている中で、工事間流用でそのまま、道の駅とか、あるいは必要なところにそのまま工事間流用ということで考えていたのですが、そちらのほうができなかったことから、もう一度赤城のほうに搬出するということが、赤城に搬出したものはまた土壌分析をしないと次の場所に持っていけないものですから、土壌分析のほうを見送ったということです。

(永沼) ちょっと私の発言の訂正しないといけない。あかぎ公園ではなくて、赤城って言ったほうがいいのですね。

(赤城地内の声あり)

(永沼) 赤城地内ということで訂正させていただきます。それで、その搬出された土壌について、道の駅に持ってくるというような今ご説明だったのですけれども、その土壌調査というのはどのくらいのスパンでやっているのですか。

(都市建設部参事兼道路課長) まず、土壌分析については、搬出する側が多い少ないではなく1工事に対して行っていかなければいけないのかなということで、今回必要なくなったというのは、あくまでも仮置き場

所に持っていくだけなので、また仮置き場所から最終的に必要な場所に持っていくときには調査する、まだ今調査を先送りしているような状態というふうに考えていただければいいのかなと思います。

以上です。

（永沼）次に、都市計画図書という、42ページ、43ページになりますか、説明があったのですけれども、都市計画決定変更事業、都市計画図書作成業務委託料なのですけれども、これについて、この減になった理由というのは、職員で作成できましたということで減になったということなのですが、委託に出すまでもなく職員でできるということは、委託に出す必要がなかったという判断をもともと持っていなかったのですか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）生産緑地につきましては、令和4年12月で生産緑地の期間が満了する、要は30年を経過する地区がございまして、そちらの申請受付を令和3年度に1回、それから令和4年度に2回行っています。令和元年度につきましては、業務委託をして実際に予算を執行しているのですけれども、令和4年度につきましては、先ほどの令和3年度に行いました業務委託の実際の経験とか、ノウハウとか、それから当初予定していたのは、都市計画のシステムを変更するに当たって、もともと使っていたシステムのほうが、イラストレーターなのですけれども、そちらのほうがちょっと使えなくなってしまうのではないかという部分もございまして、当初予算では予算を計上しておりました。ただ、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、職員のほうが令和3年度に経験しているということで、職員の方が自分自身の力で図面の作成とか都市計画の変更に伴う都市計画変更図書の作成をやっていただいたということで、業務委託を令和4年度はしなかったというような状況です。

（永沼）職員の方で作成したということは、委託に出さないで、お金を使わないで済めたというのはすごく大事なことだと思うし、よかったなと思います。

あと、職員が作った中身そのものの計画書の中身というのは、いろんな

方が精査されていると思うのですけれども、それは万全なのでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）こちらの特定生産緑地の指定に関する都市計画図書につきましては、市の都市計画審議会の議決を得て都市計画の手続を進めております。実際に特定生産緑地の指定に関する告示のほうは令和4年6月の30日と11月4日に行って、無事業務は終了しておりますので。

以上になります。

（川崎）8ページになります。第2表、継続費補正のところ、都市計画の決定・変更事業のことについて質問をさせていただきます。

こちら一般会計の予算のほうにも入っているかと思うのですけれども、こちらのほうで質問をしたいと思います。この変更額等載っているわけなのですけれども、そもそもコンパクトシティの推進、将来を見据えた持続可能なまちづくりのために立地適正化計画を策定する目的だったと思いますが、この鴻巣市においては、どの地域、どの世代など、具体的なものというのを考えての策定になるのか伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）立地適正化計画の中では、居住誘導区域とか、都市機能の誘導区域とか、そういったものを設定することになってくるのですけれども、現時点ではもともとありました鴻巣市の現状とか、そういったところの状況把握に努めているところで、今後関係部署と協議しながら、その辺の居住誘導区域の在り方とか都市機能誘導区域の在り方とかを検討していく形になってきます。

（川崎）予算説明資料におきましては、イメージ図というものも添付されていたのですけれども、この立地適正化計画というもともとの目的というのが、コンパクトシティ・プラス・ネットワークをつくっていくということがもともとの目的だと思うのです。そうしますと、当然公共交通沿線に居住を誘導し、その誘導の部分をどうするのかというのは今後になるというお話でしたけれども、交通空白についての対象世代というものをきちんと捉えないと立地適正化計画ということがきちんとできないと思うのですが、この辺の分析についても今後ということになるのか、

それともある程度そういう世代というものを把握しているのかどうかについて伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）高齢者とか交通弱者とかという話なのですけれども、国土交通省が出しているガイドラインでは、鉄道とかの徒歩圏内というのが大体800メートルぐらい、バスについては300メートルぐらいと。高齢者については500メートルだったかと思います。そういったものをちょっと鑑みながら、交通空白地についてどういった考え方で進めていくのかというところについて、要は地域交通、公共交通の部分について今後検討していきたいという、関係部署と協議していきたいというふうに考えています。

（川崎）では、同じページになりますけれども、H-223号線のことについて伺います。

こちらは繰越明許費で上がっているわけなのですが、説明の中では一部道路線形の見直しというご説明があったかと思います。具体的に言いますとどのような見直しなのか伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）当初予定していました道路線形というのが、橋梁の付近なのですけれども、一部曲線となっている部分がありまして、それというのは地権者の工作物とかなるべく負担がかからないようにということで曲線になっていたわけなのですけれども、やはり経済性とか安全性とかというところを見たときに、あんまり曲線になっていないほうがいいだろうということで、地権者の方と協議させていただきまして、なるべく直線になるような形で線形を直しているような状況です。

（竹田）議案第22号で先ほど繰越明許のご説明がありました。都市計画決定のコンパクトシティにつけての業務委託の金額が決定したので、あれですけれども、約600万円くらい上がっていますよね、約2,299万9,000円から。ということは、なぜこんな金額が上がったのか、まず伺いたいと思います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）継続費につきましては、令和4年度1,200万だったものは変更ありません。令和

5年度のほうは1,800万だったのが1,199万9,000円ということで減額になっております。

(竹田) 分かりました。

そうしたら、都市計画決定の中で鴻巣駅のA地区、駅前のエリアがまだ地区計画を立てたりとかしてはいますけれども、そういうところが、地権者の意見を聞いて進めると言ったまま、もう何年も進んでいない。地区計画との関係は、これはどのようになっているか伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) A地区の地区計画につきましては、当初、平成30年でしたっけ、ちょっと申し訳ないです。いつだったかちょっと記憶、すみません。後で確認させていただきますけれども、当初その地区計画を市のほうから提案したときに、地権者の方から合意が得られないということで、地区計画については定められていなかったというような状況です。今現在、令和4年の10月に都市計画の提案制度につきましては策定させていただきましたので、今後はそちらを活用いただいて、都市計画の提案制度を使って地区計画のほう提案していただければというふうに考えています。

(竹田) ということは、先ほどの提案計画ということですが、意見が出た方にはそのような通知というのは行っておられるのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 都市計画の提案制度につきましては、広報の11月号に掲載させていただいたのと、市のホームページでも掲載させていただいています。特別このA地区の地権者の方に通知とかは出しておりません。

(竹田) 先ほどA地区について意見を申し上げた方がいらっしゃるというふうにおっしゃってましたよね。どうなのですかということでは、意見は出したけれども、結局そのままになっている。A地区の中でビルはできたけれども、結局入っていないわけですよ。固定資産税もずっと払ってくださいということいろいろ言われているみたいなので、鴻巣市の市民ではないわけです、その方は多分。だから、そういう点からいうと、ちゃんと意見を出した方には、こういうふうになりましたので、どうでしょうかということ働きかけるほうが私は市の姿勢として大事

かなというふうにするのです。そもそもがA地区をやるときに地区計画もないまま再開発事業進めてしまって、突然気がついて地区計画を立てますというふうになってきているわけだから、そういう点からいうと、やはり意見を言った人にはそういう制度がありますということでお知らせするほうが鴻巣市の姿勢として親切ではないかと思いますが、そういうふうにするお考えがあるかどうか確認します。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）都市計画の提案制度につきましては、土地の所有者、それから権利関係の方の合意がなくてはまず提案できない形になっていますので、こちらの市のほうから反対だった方に通知を出す予定はございません。

（竹田）分かりました。

では、続いて地方債補正で、市道H-223号線のところが橋になったりとかしてはいますけれども、先ほどの関係でいうと、その後の見通しについてちょっとお尋ねをしておきます。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）市道H-223号線につきましては、やはり上尾道路の関係、それから三谷橋大間線とか、事業費を先行して投入しなくてはならない部分も多くございますので、そういったところから果たしてこのH-223号線を早急にやらなくてはならないのかどうかというところで、今回、令和4年度に行っています業務委託の中で概算事業費が実際に幾らかかるのか、それも踏まえて再度事業の実施時期等についても検討していきたいというふうを考えています。

（竹田）ということは、今日市道の認定で何件か、実際にある道路を見ながらやるのと、ここに市道を造りますということでの市道の認定もやってきましたよね。だから、逆に言えば、H-223号線なんかもう、かれこれ10年近く前に決定してやってきたわけですよ。その当時、橋だけで2億円かかるとか言われていた事業ですけども、その事業についても、さっきの言った三谷橋大間線との関係とか、駅南通線との関係とか、荒川左岸線との関係では、もっと事業として全体に先送りするという受け止めがいいのかどうか、その地権者との合意との関係でちょ

つと確認しておきたいと思います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) こちらのH-223号線につきましては、実際に事業の実施時期、それから事業どうするのかというところについて、今回の業務委託の中で概算事業費を出した上で検討したいと。その旨も一応地権者の方にお話をさせていただいて、一定のご理解をいただいております。

(竹田) 地権者は、いわゆるヤオコー側の地権者と、それから元荒川を越えた側の地権者もおられますよね。多分向こうは2人か3人いらっしゃる。そういう人たちも、やってみて、先送りするよということについてはお話しされているそうですので、合意をいただいているという受け止めでいいのかどうか。どこまでなっているのかだけ確認します。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 個々の合意いただいている、いただけていないとか、そういったところはお答え控えさせていただきましても、今回の実際現地に測量入る際に一応お話はさせていただいております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑を終結いたします。

これより……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時56分)



(開議 午後1時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第22号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時00分)



(開議 午後2時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第25号 令和4年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) 今回は、社会資本整備基金が減額になったことに伴って歳出のほうも減額になるというのは分かりました。これで多分、年度末で、この際補正だと思うのですけれども、年度末での事業の進捗率と今後の見通しについてお尋ねします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 竹田委員のご質問にお答えいたしたいと思います。

初めに、年度末での進捗率でございますが、事業の進捗率は総事業費進捗率、こちらでお示しさせていただいております。2月末現在における、現在まだ集計中でして確定はしてございませんが、総事業費進捗率、見込みにつきましては70.5%を想定してございます。ただ、本定例会における行政報告におきまして令和5年1月24日に事業計画の変更を行ったことをご報告させていただきました。変更に伴い、従前、総事業費が97億

2,300万円から、今回変更に伴いまして111億9,000万円に、14億6,700万円の増額となったことから、3年度末は76.4%から一時的に進捗率が下がった数値でございます。

それと、今後の見通しということなのですが、変更した事業計画におきましては、事業施行期間を令和5年3月31日、今年度末から16年3月31日まで11か年の延伸をいたしました。今後につきましては、事業計画、こちらのほうはホームページにも掲載させていただいておりますが、記載しました12年度に工事完了、15年度末の事業完了を目指して、計画的な事業進捗ができるように取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

（竹田）新年度予算にも出てくるのですけれども、踏切などの変更もあったりとか、ちょっと正確にあれですけれども、いるわけで、そういう点からいうと、事業費そのものが増えているのと、それから事業年度も10年以上先送りになっているわけですが、その一番大きな要因は何なのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）今回の事業計画変更、こちらにつきましては、物件移転補償や区画道路整備の事業工程に遅れが生じたこと、こちらが大きなことで、埼玉県と協議を行いながら延伸を承認された状況でございます。今後につきましては、計画書に記載されたとおりに事業執行できるように今後取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

（竹田）以前ちょっとお伺いしたことがあったときに、保留地などの販売なども積極的に行っているということもありましたが、そういう点からいうと、区画道路がいろいろ計画があったりすると、また保留地の部分も違ったりとか販売も違ったりして、計画そのものも違ってきますが、その保留地の販売の状況というのは、今ある区分の中ではどのようになっているのか伺います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）北新宿におきまして、事業計画では、保留地全体としては2万8,774.5平方メートル、155画地を保留地として売却する計画でございます。令和4年度末、これは2月末現在とし

かちょっと今申し上げられませんが、既に2万641.7平方メートル、画地数にしまして84画地を売却処分いたしております。処分率、対面積になります。割り返してみますと、処分率71.7%という現状でございます。以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第25号 令和4年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和4年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) 4ページの第2表の繰越明許費でございますけれども、前に説明があったのですけれども、今回は1件ということで、道路整備がちょっと困難な形になっているということで繰越しにしているということな

のですが、前何か支障物件撤去の困難ということでご説明があったと思うのですが、それによろしいのか、ちょっと伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、永沼委員のご質問にお答えいたします。

繰越明許費の内容としましては、1件の区画道路築造工事、先ほど申し上げたとおりです。理由といたしまして、電柱移設に不測の時間を要したため、道路築造工事着手が2月初旬となってしまいました。年度内の完了が難しいことから、繰越しについてお願いするもので、現在、3月の15日までの工期を設定してございます。その状況で、電柱移設が支障となっているということでした。

以上です。

(永沼) 電柱移設は1本でよろしいのですか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 支障となった電柱でございます。N T Tの柱が4本、それを支えている支柱ですが、それが2本、ほか通信設備の移設になります。

以上です。

(永沼) 3月15日には移設できるということなのですか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 先ほどのちょっと説明の中で不備があったかもしれません。移設のほうにつきましては、1月末によく完了しました。それで、2月に着手、2月初旬の着手を迎え、現在事業を実施してございます。

以上です。

(永沼) 予定的には、その移設そのものが終わるのはいつ頃になるのか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 電柱の移設が1月末に終了いたしました。

以上です。

(永沼) 分かりました。すみません。繰り返しになりまして申し訳なかったです。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第26号 令和4年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和4年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第4号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(永沼) 議案第26号について質問いたします。

先ほど、ページは6ページ並びに7ページになるのですが、工事負担金の説明で、水道管移設について国との協議を行っているけれども、承認申請が遅れていて、令和5年度以降になるというようなお話でした。それで、国との具体的な協議進捗状況について伺います。

(水道課長) 通常、道路管理者が実施する道路工事では、占用物件についての移設補償はありません。しかしながら、上尾道路整備では水道管の移設に要する費用が莫大なものであり、水道事業の経営に大きな影響を与えるため、移設に要する費用について国土交通省と協議を行ってお

ります。直近の協議では、補償を受けられることを前提に、移設補償の承認を受けるための資料を提出し、現在審査をいただいている状況でございます。

以上です。

（永沼）審査を受けていて、その結果はいつぐらいになる予定なのか。

（水道課長）直近の打合せというか協議の中では、2月の中旬に行っているのですが、これからまた上部機関との打合せを行ってということなので、まだ少々時間がかかるというような回答をいただいております。

以上です。

（永沼）年度を越えるという考えでよろしいでしょうか。

（水道課長）一応年度を越えないようにというお願いはしている状況ではございますが、何分向こうの審査の都合でございますので、ちょっと明確な回答はいただいていないような状況でございます。

以上です。

（竹田）審査に時間がかかっている。大宮の国道事務所か何かが窓口になってやっていると思うのですが、それで上と相談というのだけども、基本的に何が一番時間がかかるのですか。例えば、ちょうど上尾道路にかかる部分ですから、当然同じものをやる。だから、こちらとしたら、水道ですから、大事だと思うのでやっているのですが、なぜかかっているのか。本来ならば、確かに補償してもらわなければいけないと思うのですが、そこら辺はどのように先方はおっしゃっているのか。さっき上層と相談するというふうにおっしゃっていただけども。

（水道課長）先ほど申しましたように、これほどの大きな影響を受けるという工事は今までございませんので、ちょっと前例がなかったというところがございます。国土交通省のほうに関しましても、あまり前例がなかったということで、当初提出する書類がどのようなものを整えたらいいのかというところでちょっと時間を要してしまった部分はございま

した。直近で圏央道でちょっとそういった移設の前例があったものですかから、その辺の書類をちょっと参考にさせていただいて、それから提出しているの、そこでちょっと時間がかかっているというのはございました。

以上です。

（竹田）分かりました。これほど大きなというふうにおっしゃいました。そんなのでは、上尾道路の例えば一番大きいところでは100メートルくらい取るところもありますよね、道路幅が。取ったりとか、コンスタントに57メートルくらい道路幅があるとかというところも含めれば、実際に、これほど大きなというふうなことでおっしゃっていますが、その大きな中身をちょっと教えてください。

（水道課長）一応鴻巣市内の浄水場がございしますが、その浄水場間を結んでいる送水管、こちらにも影響を及ぼしますし、配水管にも影響を与えるということで、市内の水運営に大分影響を与えるというところで大きな影響があるというふうにお考えいただければと思います。

（竹田）すみません、何か素人が聞いているみたいな質問で、いけないのですけれども、浄水場間を結ぶ、それから配水管のところもあるというふうにすると、例えば配水管では10本影響しますと。浄水場間では2本影響するとかという、もっと具体的な中身というのは教えていただければというふうに思うのですけれども。

（水道課長）まだ概算というかなのですけれども、一応上尾道路の事業用地を縦横断する管路等は大体56か所あるというふうに踏んでおります。そういった中で、やはり市民への安定した配水とか、そういったものに支障が生じないように、十分に検討を進めて、国との補償についても十分お願いをして、事業の影響がないように進めていくように努めております。

（竹田）ということは、56本もいわゆる道路下をまたぐようになるわけですね。そうしたときの例えば工事をする業者なども今後求められてくると思うのですが、それを行う業者というのはこちらが基本的に選定してやるようになると思うのですが、それだけ大きければ、一時的にやら

なければならぬとかそういう、どこまで上尾道路の用地買収が進むかというのもあると思うのですが、そこら辺の全体の見通しとかというのは、こちらでは持っておられるのでしょうか。

(水道課長) 一応その辺も踏まえて今後国と協議を進めていって、当然業務委託等をかけて、どういうふうな設計にするかというのも十分検討していきたいと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第28号 令和4年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和4年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第3号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 議案第29号について質問いたします。

2ページと9ページに関連するので、公共下水道汚水全体計画見直し業

務委託の関係なのですけれども、先ほどのご説明ですと、市街化調整区域を含めていたところから、県の協議で含めないということで見直しが行われたというお話でした。それで、お聞きしたいのは、当初市街化調整区域を含んでいるときの対象面積、そしてその後の含めなくなったときの対象面積について伺いたいと思います。

(上下水道部参事兼下水道課長) 当初の対象面積と減少した面積ということでございますが、当初の対象面積が2,500ヘクタールでございました。そういった中、先ほど申し上げた協議の中で減少した面積につきましては2,180ヘクタールとなります。

以上でございます。

(すみません、ちょっと聞こえないんですがの声あり)

(上下水道部参事兼下水道課長) 当初の対象面積が2,500ヘクタールでございました。それで、協議の結果、減少した面積は2,180ヘクタールとなります。

以上でございます。

(永沼) 県の協議で市街化調整区域を含めなくなったというお話なのですけれども、その県の理由というか、意見というのはどんなものだったのですか。

(上下水道部参事兼下水道課長) 減少した理由でございますが、当初は現在の全体計画区域で検討を行うこととしておりましたが、県の荒川・中川流域別下水道整備総合計画で、市街化調整区域においては、集合処理では整備に時間と費用を要しますことから、個別処理への見直しが行われまして、埼玉県との協議の結果、市においては市街化調整区域の検討を行わず、市街化区域と市街化調整区域の隣接区域、それから区域外流入地区、D I D 地区、それから農業集落排水地区で検討を行うとしたために、検討する面積が減少したものでございます。

以上です。

(永沼) その計画によって、地域の格差って生まれてこないのですか。その辺を伺います。

(上下水道部参事兼下水道課長) こちらの今回の面積の減少につきましては、鴻巣市だけではなくて、隣接する市町村、皆さん同じような考えでやっているものでございます。

(竹田) 下水のほうで、先ほど上尾道路の部分でも減額が出されていましたが、先ほど水道事業でも聞かせていただきましたが、いわゆる上尾道路の下を通るのは水道だけではなくて、当然下水もあると思うのです。そういうところでいうと、先ほど全体で56本というか、水道のほうでは教えていただきましたが、下水のほうは全体でどのくらいの影響を受けると考えているのか、本数というか、下水管というか、雨水もあると思うのですけれども、教えていただきたいと思えます。

(上下水道部参事兼下水道課長) その影響につきまして、業務で今検討している最中でございますが、先ほど竹田委員からお話あったように、汚水と雨水管が影響が出るということが分かっていますので、これからも継続しまして大宮国道と協議を重ねて、できればそういった補償で見ていただけるような協議を今後も継続して進めていきたいと思っております。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第29号 令和4年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 先ほど補正予算の中で竹田委員さんのほうからありました地区計画の当時の説明会の年度のほうの確認を取りまして、先ほど説明したとおり、平成30年度に説明会を開催しております。

以上になります。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時07分)

(開議 午後3時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第30号 令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時17分)

(開議 午後4時17分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議はこれまでとし、明日9時より再開いたします。

お疲れさまでした。

(散会 午後4時17分)